

教育委員会からの お知らせ

■進学に育英資金

新島村には大学や専門学校などへの進学資金の貸付制度があります。平成30年度も引き続き行いますので、ご利用ください。

貸付の条件や対象者などは、つぎのとおりです。

【前提条件】

貸付日（平成30年4月1日）の1ヶ月以上前から、新島村に住所がある人。

【学校の種類】

①国立・公立・私立の大学・短期大学・大学院（専修課程に限る）

②国立・公立・私立の専修学校専門課程

【貸付額】（月額）

①、②ともに5万円以内

【必要な書類】

- ①貸付申請書（第1号様式）
- ②納税証明書
- ③所得を証明できるもの
- ④住民票（家族全員の続柄を記載のもの）
- ⑤在学証明書又は入学許可証
- ⑥振替口座番号（本人名義）
- ⑦高校3年生の成績証明書、または在籍校の成績通知書

【受付期間】

12月1日（金）～4月13日（金）

【返済期間】 貸付期間が終

わった1年後から20年以内

【返済方法】

①新島・式根島郵便局または七島信用組合の口座振替

②役場出納室・各支所または金融機関から納付書で支払い。

※ご注意

現在、納付書で支払している方で口座振替をご希望の場合は、教育委員会へご連絡いただき、郵便局または七島信用組合で手続きをしてください。

【問い合わせ】

教育委員会 ☎(5)0203（直通）

■平成30年度式根島

生徒の宿泊施設募集

連絡船が天候や災害、事故または整備などによって欠航した時に、式根島生徒が宿泊する施設を募集します。

【期間】 平成30年4月1日～平成31年3月31日

【宿泊条件】

①連絡船が天候、災害、事故または整備などによって欠航。

②次の日に行事などを控える天候の悪化が見込まれる時。

【宿泊料】 1泊7千円

【募集締切】

平成30年2月末日まで

【申込み・問い合わせ】

教育委員会 ☎(5)0203（直通）

総務課からの お知らせ

■第21回くらしの法律税金相談

弁護士・司法書士・税理士・土地家屋調査士など法律関係者が相談会を開催します。

法律や税金などどんなご相談でも結構です。お悩みのある方、ご相談のある方はぜひお気軽にお立ちよりください。相談は無料です。

【主催】 特定非営利活動法人司法過疎サポートネット

▼新島地区 12月9日（土）午前10時～午後3時30分

▼式根島地区 12月9日（土）午後1時30分～午後4時30分

【場所】 新島村住民センター

【その他】 ご予約は不要です。事前にご連絡いただければ、法律家がお自宅にお伺いする出張相談にも応じます。

【問い合わせ】

マザーシップ法律事務所

弁護士 内田 明

☎03（5367）5142

■司法書士による出前相談所

東京司法書士会主催による無料法律相談を開催します。例えば、「相続・遺言・土地・建物・登記・暮らし

におけるトラブル・生活再建」といった相談ごとについて、面談による無料相談を行います。

【新島地区】

日時 12月8日（金）

午前10時～午後2時

場所 新島村住民センター

※交通手段の関係でやむなく中止させていただく場合もあります。その際は何か卒ご容赦ください。予約は不要です。

【問い合わせ先】

東京司法書士会事務局

事業・研修課

☎03（3353）9191

平日 午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く）

新島村 11月1日付 新規採用職員のご紹介

しもだ てるこ
▼下田 晃子

【所属】 さわか健康センター
【一言】 島の皆さまが健やかに暮らしになれるように親身にサポートさせていただきます。お気軽にお声がけください。



島しょ振興公社補助事業

■平成29年度

地域振興に係る補助事業

【事業名】 平成29年度地域振興に係る補助事業（第3回）

【対象事業】 地域振興に係る特産品に関する事業・地域振興に係る観光振興に関する事業・地域振興に係る島おこしを担う人材育成に関する事業。その他地域振興にかかわる事業（地域振興に係る第一次産業活性化に関する事業。地域振興に係る環境保全に関する事業）。

【事業期間】 平成29年12月1日～平成30年11月30日まで

【対象団体】

①概ね5名以上の東京島しょ地域在住者で組織し、代表者・会則・名簿等のある団体等（地方公共団体は除く）

②島しょ地域内に主たる事業所を有する小規模企業者、組合、財団法人、社団法人、特定非営利活動法人、その他東京島しょ地域の活性化に資する取組を行うと認められる法人等

③島しょ地域内の個人事業者

【補助金額】 補助対象経費の5分の4以内（1,000円未満切り捨て）で100万円（ただし、特に必要と認められる事業については200万円）を限度とする。

【募集締切】 平成29年12月21日（木）

【申込・問い合わせ】

企画財政課企画調整室

☎(5)0204内線204

診療所からお知らせ

■任意のインフルエンザ予防接種の実施について

毎年、さわやか健康センターでインフルエンザ予防接種を実施していますが、当日都合が悪くなったり、予約を忘れてしまったりなど、予防接種を受けられなかった方に対して、今年も診療所で任意予防接種を実施しています。

希望される方は外来受付時にお申し出ください。なお、料金はさわやか健康センターで行う集団予防接種とは異なりますので、ご了承ください。

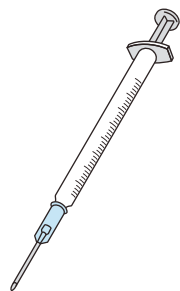
【とき】平成29年10月中旬～平成30年3月31日

【場所】本村・式根島診療所

【料金】6ヶ月～3歳未満 3920円/1回

・3歳以上 4620円/1回

【問い合わせ】本村診療所 ☎(5)0083



特定健診で
特定保健指導に該当した方へ

特定保健指導は、生活習慣の改善の支援を行い、将来的に、心臓病や脳卒中の発症を未然に防ぐ事を目的としています。治療や服薬になる前に、食事や運動について振り返ってみませんか？

＜特定保健指導の診断基準＞

腹囲が男性 85cm、女性 90cm 以上あり、かつ 1～3のうち 1 項目以上該当した方

1. 血圧 収縮期血圧 130mmHg 以上、または拡張期血圧 85mmHg 以上
 2. 血糖 空腹時血糖 100mg/dl 以上、または HbA1c5.6% 以上
 3. 脂質 HDL コレステロール 40mg/dl 未満、または中性脂肪 150mg/dl 以上
- その他、喫煙 タバコを吸う習慣がある

特定保健指導「積極的支援」「動機付け支援」の対象となる方

- 上記の判定に加え、体格指数（BMI）が 25 以上の方
- 40 歳から 74 歳の方
- 国民健康保険に加入している方
- 企業健診を受けた方（案内は届きませんので、希望者は健康センターに申し込み下さい）

「動機付け支援」・・・「動脈硬化対策教室（仮）」を実施します。

（1 回目：新島 1 月 17 日、式根島 1 月 31 日予定）

「積極的支援」・・・動機付け支援に加えて、6ヶ月間継続して支援を行います。

また、服薬など治療を行っている方は今回の特定保健指導の対象となりません。

今後も医療機関にて、よく診て頂いて下さい。その他、診療結果の相談も受け付けております。

さわやか健康センターだより

さわやか健康センターだより内の申し込み・問い合わせ・予約は下記にお問い合わせください。

さわやか健康センター
子ども家庭支援センター共通
TEL 5-1856 FAX 5-1857
メールアドレス

さわやか健康センター kenkou@nijijima.com
子ども家庭支援センター kodomo@nijijima.com

明治 150 年関連施策について

平成 30 年（2018 年）は、明治元年（1868 年）から起算して満 150 年に当たります。政府では、内閣官房副長官を議長とする「「明治 150 年」関連施策各府省連絡会議」を設け、①「明治以降の歩みを次世代に遺す施策」、②「明治の精神に学び、さらに飛躍する国へ向けた施策」、③「明治 150 年に向けた機運を高めていく施策」の 3 つを柱として、政府一体となって「明治 150 年」関連施策を推進しているところです。国だけでなく、地方公共団体や民間も含めて、日本各地で、「明治 150 年」に関連する多様な取組が推進されるよう、ロゴマークの使用促進や広報などを通じて、「明治 150 年」に向けた機運の醸成を図っています。詳しくは以下のホームページを御覧下さい。 <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/meiji150/portal/>

